

令和4年度

健全化判断比率及び資金不足比率
審　　査　　意　　見　　書

武雄市監査委員

武市監第70号
令和5年8月18日

武雄市長 小松 政 様

武雄市監査委員 成松 義秀

武雄市監査委員 末藤 正幸

令和4年度武雄市決算に基づく健全化判断比率及び
資金不足比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同第22条第1項の規定に基づき、令和5年8月9日付け武市総第223号で審査に付された、令和4年度武雄市決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について審査を行った結果、別紙のとおり意見を付して提出します。

令和4年度 健全化判断比率審査意見

第1 審査の概要

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、市長から審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

第2 審査の期間

令和5年8月9日～令和5年8月17日

第3 審査の結果

審査に付された下記の健全化判断比率は適正に算出されており、その算定の基礎となる事項を記載した書類についても、適正に作成されているものと認められる。

健全化判断比率 (単位：%)

区分	健全化判断比率	早期健全化基準	備考
① 実質赤字比率	—	12.88	△10.17(黒字)
② 連結実質赤字比率	—	17.88	△18.15(黒字)
③ 実質公債費比率	9.9	25.0	
④ 将来負担比率	22.2	350.0	

(注) 1 上記表中の「—」は、実質赤字額、連結実質赤字額がないことを表している。

2 標準財政規模(標準税収入額等、普通交付税額、臨時財政対策債発行可能額の合計額)は、137億6114万4千円である。

第4 意見

武雄市の健全化判断比率の4つの指標については、早期健全化基準を下回っている。この結果に安心することなく、今後とも健全な財政運営に努められるよう望むものである。

1 実質赤字比率について

令和4年度決算における一般会計等の実質収支額は、13億9972万3千円の黒字であり、実質赤字額が発生していないことから記載すべき比率はない。

2 連結実質赤字比率について

令和4年度決算における一般会計等に公営事業会計(公営企業会計を含む。)を加えた連結実質収支額は、24億9775万6千円の黒字であり、連結実質赤字額が発生していないことから記載すべき比率はない。

- 3 実質公債費比率について
令和4年度決算における実質公債費比率は9.9%で、早期健全化基準25.0%を下回っている。
- 4 将来負担比率について
令和4年度決算における将来負担比率は22.2%で、早期健全化基準350.0%を下回っている。

令和4年度 資金不足比率審査意見

第1 審査の概要

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、市長から審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

第2 審査の期間

令和5年8月9日～令和5年8月17日

第3 審査の結果

審査に付された下記の各公営企業の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

資金不足比率

(単位：%)

区分	資金不足比率	経営健全化基準	備考
工業用水道事業会計	—	20.0	
下水道事業会計	—	20.0	
給湯事業特別会計	—	20.0	
新工業団地整備事業特別会計	—	20.0	

(注) 上記表中の「—」は、資金不足額がないことを表している。

第4 意見

令和4年度公営企業会計決算に伴う資金不足比率については、資金不足が発生していないことから記載すべき比率はない。したがって、いずれの事業も経営健全化基準20.0%を下回っている。この結果は一つの目安であるが、これに安心することなく、今後とも一層経営の健全化に努められるよう望むものである。